

相続登記が義務化されます(令和6年4月1日～)

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

相続登記がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない『所有者不明土地』が全国で増加し、周辺環境の悪化や公共工事の阻害など社会問題になっています。

【義務化の内容】

- (1)相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - (2)遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
- (1)と(2)のいずれについても、正当な理由(※)なく義務に違反した場合は10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。(令和9年3月31日まで)

不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

(※)相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。

東京法務局ホームページ参照

詳細は、東京法務局ホームページ
などでご確認いただけます！



1ページ
2ページ
3ページ
4ページ

【相続登記が義務化されます】
【松本店リニューアルオープンしました！】
【自社主催のオーナーセミナーを開催しました！】【凍結シーズンに向け～】
【11月松本市イベント情報】